住宅に関する各種制度をご利用ください

1耐震診断士派遣事業・耐震改修工事助成事業

町は、木造住宅の耐震化を促進するため、現在の耐震基準ができた昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震診断や耐震改修工事の費用の一部を助成します。対象住宅にお住まいの方はご検討ください。

木造住宅耐震診断士派遣事業（先着3戸）

▼**対象**　下記①～③すべてを満たす方

①昭和56年5月31日以前着工の戸建て住宅、②在来軸組工法による平屋または2階建て、③過去にこの事業を受けていない方

▼**料金**　1戸あたり自己負担3,142円（町負担額28,287円）

木造住宅耐震改修工事助成事業（先着1戸）

▼**対象**　下記①～③すべてを満たす方 ①昭和56年5月31日以前着工の戸建て住宅 ②耐震診断の判定値が1.0未満と診断された木造住宅で、判定値を1.0以上にする耐震改修を行う方 ③町税などを滞納していない方

▼**助成額**　工事費の2分の1を助成（上限628,000円）

2被災者住宅再建支援事業・生活再建住宅支援事業

町と県は、東日本大震災および津波により自宅を失った方のうち、町内に持ち家を再建した方（世帯）へ、生活再建を支援する補助金を支給しています。要件や補助額など詳細は町ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

▼**申し込み・問い合わせ**　1、2ともに所定の申込用紙に必要書類を添付の上、令和4年2月28日㈪までに役場道路住宅課住宅政策係（☎611-2635）へ。**※件数に限りがあるため、お早めにご相談ください。**

子育て支援員研修にご参加ください

町は、地域での子育て支援の仕事に関心を持ち、家庭的保育事業などに取り組みたい方、すでに取り組んでいる方を対象に「子育て支援員研修」を開催します。

▼**日時**　講義 7月31日、8月7日、8月21日、9月11日、10月2日 の各土曜日　午前9時30分～午後4時30分ごろ

見学実習 8月～9月に2日間（受講決定後に日程を調整します）

※資格、職歴に応じて一部受講免除になる場合があります。

▼**会場**　町公民館

▼**費用**　2,700円（テキスト代）

▼**定員**　20人程度（八幡平市、滝沢市、雫石町と合同開催）

▼**申し込み・問い合わせ**　申込書※に必要事項を記入の上、6月30日㈬までに町教育委員会子ども課子育て家庭支援係（☎611-2772）へ郵送か持参してください。

※申込書は町ホームページまたは子ども課窓口で取得できます。

ブロック塀の撤去・処分費用の一部を補助します

町は、道路などに面し、倒壊の恐れがあるブロック塀の除去（撤去・処分）に掛かった費用の一部を補助します。

補助件数に限りがありますので、申請を検討する方やブロック塀の除去でお困りの方などは、お早めにご相談ください。

▼**支援内容**　ブロック塀の除去工事費用の2/3に相当する金額（1件あたり補助上限20万円）

▼**対象**　道路などに面する高さ1.2㍍以上のブロック塀

▼**申し込み・問い合わせ**　令和4年2月28日㈪までに、役場2階道路住宅課住宅政策係（☎611-2635）へ。

ひとり親世帯向け生活支援特別給付金を給付します

県は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入減などがあったひとり親世帯へ、生活支援特別給付金を給付します。申請方法などの詳細は、町ホームページを確認するか、お問い合わせください。

▼**対象者**　①公的年金などを受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

▼**給付額**　児童1人あたり5万円

▼**申し込み・問い合わせ**　令和4年2月28日㈪までに、町教育委員会子ども課子育て家庭支援係（さわやかハウス内☎611-2772）へ。

児童手当を受給している方は現況届の提出が必要です

現在、町から児童手当を受給している方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。この届は、手当を引き続き受給できるかを確認する書類です。提出しない場合は、手当の支給を停止することがありますので、忘れずに提出してください。

児童手当を受給している方には、町から6月上旬に書類を郵送します。必要事項を記入し添付書類をそろえて、同封の返信用封筒で郵送してください。

▼**提出・問い合わせ**　6月30日㈬までに、町教育委員会子ども課子育て家庭支援係（さわやかハウス内☎611-2772）へ。

【8月から】介護サービスの利用者自己負担額が変わります

介護保険法の改正により、高額介護(予防)サービス費および特定入所者介護サービス費が8月から変更になります。各表をご覧の上、詳細はお問い合わせください。

▼**問い合わせ**　役場健康長寿課長寿支援係（☎611-2830）

特定入所者介護サービス費

介護保険施設へ入所(入院)および短期入所する場合、低所得の方（市町村民税非課税世帯の方）の食費・居住費は、所得に応じて自己負担の上限（限度額）が設けられ、これを超えた分は「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付されます。

▼**変更点**　対象者の要件と食費の限度額

7月まで

利用者負担段階	所得の状況(※1)	預貯金などの資産の状況	居住費（滞在費） 従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	食費
2	80万円以下	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下	490円	370円	820円	490円	390円
3	80万円超		1,310円	370円	1,310円	1,310円	650円

8月から

2	80万円以下	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下	490円	370円	820円	490円	390円 600円
3-①	80万円超 120万円以下	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下	1,310円 820円	370円	1,310円	1,310円	650円 1,000円
3-②	120万円超	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下					1,360円 1,300円

※1 前年の合計所得金額＋年金収入額
■内の金額　介護老人福祉施設入所、短期入所生活介護を利用した場合
■内の金額　短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合

高額介護（予防）サービス費

介護サービスを利用した際は、月額の限度額を超えた分が、「高額介護（予防）サービス費」として後から給付されます。

▼**変更点**　限度額が「現役並み所得相当」である方の区分が細分化、支給される金額の一部変更

7月まで

区分	限度額
現役並み所得相当の方（年収約383万円以上）	44,400円（世帯）

8月から

年収約1,160万円以上の方	140,100円（世帯）
年収約770万円以上1,160万円未満の方	93,000円（世帯）
年収約383万円以上770万円未満の方	44,400円（世帯）

ウェルベース矢巾が講師の健康教室 7月開催分の参加者を募集しています

町の健康教室が毎週火曜日に実施中。町内のメディカルフィットネスジム「ウェルベース矢巾」が講師を務めます。7月は日本調剤の講義も交えて開催します。ぜひ、ご参加ください。参加者へ健康チャレンジのポイントを贈ります。**※参加無料、予約は月ごと・月単位となります。**

▼**日時**　6日、13日、20日、27日　全4回　午前10時～11時(受け付けは午前9時30分～)

▼**場所**　矢巾町えんじょいセンター（役場庁舎北側）

▼**対象・定員**　おおむね65歳以上の方　先着15人

▼**テーマ**　「身体も脳も活性化！」初回の6日は日本調剤による講義を行います。1カ月を通して、運動を交えながら認知症予防体操などを行います。

▼**申し込み**　6月22日㈫午後5時までに、ウェルベース矢巾（岩手医科大学附属病院敷地内☎601-3733）へ。

※営業時間は平日午前9時30分～午後10時30分、土日祝日午前9時30分～午後8時（月曜定休）

※保険・医療のススメ、福祉ひとくちメモは休載します。